

農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する
証明事務等の取扱いについて

〔昭和51年7月7日付け51構改B第1254号〕
農林省構造改善局長通知

最終改正 令和3年4月1日2経営第3429号

租税特別措置法（以下「措置法」という。）第70条の4及び第70条の6の規定による農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予の制度の適用に関し農業委員会等が行う証明事務等の取扱いについては、下記によることとしたので、その運用に遺憾のないようにされるとともに、適正かつ円滑にその事務処理が行われるよう管下都道府県知事を指導されたい。

なお、この取扱いについては、別途本日付けで都道府県知事あて通達済みであるので申し添える。

おって、「農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けるための農業委員会の証明事務について」（昭和50年7月14日付け50-65、農林省構造改善局農政部農政課長通達）は廃止する。

記

第1 農業委員会等の証明等を要する事項

租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第70条の4、第70条の4の2、第70条の6、第70条の6の2、第70条の6の3、第70条の6の4又は第70条の6の5の規定による農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の制度の適用に関し農業委員会（農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）、市町村長、農地中間管理機構（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第5条第3項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が証明等を行うことを必要とする事項は、次のとおりである。

1 農業委員会が行うべき証明等

(1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの

ア 農地等（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地（以下「高度化施設用地」という。）を含む。以下同じ。）、採草放牧地及び準農地（農用地区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で、

市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、受贈者が贈与を受けたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下1の(1)のチ、第2の1の(11)及び(15)並びに第2の2の(1)において同じ。）をいう。以下同じ。）の贈与をした贈与者が農地等の贈与をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人に該当する者である旨の証明（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措置令」という。）第40条の6第1項、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置規則」という。）第23条の7第3項第3号）

イ 受贈者が贈与者から贈与により農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第6項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明（措置令第40条の6第6項、措置規則第23条の7第2項）

ウ 受贈者が贈与者から贈与により取得した農地等のうちに高度化施設用地がある場合には、当該土地が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供されているものである旨の証明（措置規則第23条の7第3項第6号イ）

エ 受贈者が所有する農地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域外のものに限る。）が農地法第36条第1項各号に該当する旨の所轄税務署長に対する通知（措置法第70条の4第1項第1号、措置令第40条の6第10項、措置規則第23条の7第4項）

オ 受贈者が農地等を農地所有適格法人に出資をした旨及び受贈者が当該農地所有適格法人の常時従事者になると認められる旨の証明（措置法第70条の4第1項第1号、措置令第40条の6第11項第2号、措置規則第23条の7第5項第2号）

カ 受贈者の推定相続人が受贈者から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第15項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明（措置法第70条の4第6項、措置令第40条の6第15項、措置規則第23条の7第7項及び第10項第1号）

キ 推定相続人に対し使用貸借による権利を設定した受贈者が当該権利の設定に係る農地等につき当該推定相続人が営むこととなる農業に従事する見込みであることの証明（措置法第70条の4第6項、措置令第40条の6第17項第2号、措置規則第23条の7第10項第3号）

ク 措置令第40条の6第18項第2号に規定する他の推定相続人等が受贈者から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等

- 措置令第40条の6第15項各号に掲げる要件に準ずる要件のすべてに該当することの証明（措置令第40条の6第18項第2号、措置規則第23条の7第11項）
- ケ 措置令第40条の6第18項第3号の規定の適用を受けようとする受贈者が推定相続人の使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められることの証明（措置令第40条の6第18項第3号、措置規則第23条の7第14項）
- コ 措置法第70条の4第8項に規定する借受代替農地等のうちに措置規則第23条の7第19項第3号の異動により高度化施設用地に該当することとなった土地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置令第40条の6第25項、措置規則第23条の7第20項第3号）
- サ 措置法第70条の4第15項第3号に規定する農地のうちに高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置規則第23条の7第23項第2号）
- シ 措置法第70条の4第16項第3号に規定する代替農地等のうちに高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されるものである旨の証明（措置規則第23条の7第24項第2号）
- ス 措置法第70条の4第17項第3号に規定する農地のうちに高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置規則第23条の7第25項第2号）
- セ 受贈者が贈与により取得した農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け（措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けをいう。以下(1)、2の(1)、第2の1の(1)及び(8)から(15)まで並びに第2の2の(6)から(11)までにおいて同じ。）若しくは特定貸付け（措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けをいう。以下(1)、2の(1)、第2の1の(8)から(16)まで及び第2の2の(12)から(14)までにおいて同じ。）を引き続き行っている旨及び当該農地等につき措置規則第23条の7第42項第2号に規定する異動により高度化施設用地に該当することとなった土地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置法第70条の4第27項、措置令第40条の6第64項、措置規則第23条の7第42項第1号、第2号及び第4号並びに第23条の7の2第10項）
- ソ 受贈者が措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けた者で同項の農地等についての使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続きその推定相続人（措置令第40条の6第18項第2号に規定する他の推定相続人等を含む。以下ソにおいて同じ。）に使用させている場合において、当該推定相続人が当該権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当

該受贈者が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明（措置法第70条の4第27項、措置令第40条の6第64項、措置規則第23条の7第42項第1号）

タ 贈与により取得した農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用又は耕作の放棄（農地法第36条第1項の規定による協議の勧告（当該農地が農業振興地域の区域外に所在する場合には、措置令第40条の6第10項の規定による通知）があつたことをいう。以下同じ。）があつたことを知つた場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への通知。なお、エの規定による通知を行った場合は、本通知は不要とする（措置法第70条の4第36項、措置規則第23条の7第43項）

チ 準農地について、当該準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況についての所轄税務署長への通知（措置法第70条の4第37項、措置規則第23条の7第44項）

ツ 受贈者の行った営農困難時貸付け（営農困難時貸付けを行っていた農地等（以下(1)、2の(1)、第2の1の(13)から(15)まで及び第2の2の(8)から(11)までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。）に耕作の放棄又は権利消滅（措置法第70条の4第23項に規定する権利消滅をいう。以下同じ。）があつたために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）が、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）のために行われたものである場合（当該貸付けが基盤強化法第20条に規定する農用地利用集積計画（以下「農用地利用集積計画」という。）の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号又は同項第14号の2の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日の証明（措置法第70条の4第22項、第23項第2号又は第4号、措置令第40条の6第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の7第35項第1号ロ(1)、第37項第1号イ及び第40項）

テ 受贈者の行った営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があつたために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）が、措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行われた場合には、当該営農困難時貸付けを行った受贈者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日の証明（当該営農困難時貸付けにつき同項の許可を受けることを要しない場合には、その旨）（措置法第70条の

4 第22項、第23項第2号又は第4号、措置令第40条の6第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の7第35項第2号ハ、第37項第1号ロ(1)及び第40項)

ト 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が当該営農困難時貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第70条の4第23項第2号及び第4号、措置令第40条の6第54項及び第57項、措置規則第23条の7第37項第2号及び第40項）

ナ 受贈者の行った特定貸付け（特定貸付けを行っていた農地等（以下(1)、2の(1)及び第2の2の(14)において「特定貸付農地等」という。）に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地中間管理事業のために行われたものである場合（当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出を受理した旨及び当該届出の受理年月日の証明（措置法第70条の4の2第1項、第3項及び第5項、措置令第40条の6の2第1項、第2項及び第5項、措置規則第23条の7の2第2項第1号ロ、第4項第1号及び第7項）

ニ 特定貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が当該特定貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第70条の4の2第3項及び第5項、措置令第40条の6の2第2項及び第5項、措置規則第23条の7の2第4項第2号及び第7項）

ヌ 受贈者が、農用地区域内にある農地等について、基盤強化法第7条第1号に規定する事業（以下「特例事業」という。）のために譲渡した場合（農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該譲渡につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨の証明（措置法第70条の4第1項第1号、措置令第40条の6第11項第4号、措置規則第23条の7第5項第4号イ）

ネ 平成17年4月1日から平成23年6月30日までの間に受贈者から使用貸借による権利の設定を受け、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号。以下「平成17年改正措置令」という。）附則第33条第3項各号に掲げる要件の全てに該当する農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」という。）が合併により消滅し、又は分割をした場合における法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号に規定する合併法人（以下「合併法人」という。）又は同条第12号の3に規定する分割承継法人（以下「分割承継法人」という。）である農地所有適格法人が平成17年改正措置令附則第33条第3項各号に掲げる要件の全てに該当する特定農地所有適格法人であることの証明（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55

条第9項、平成17年改正措置令附則第33条第3項各号、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号。以下「平成17年改正措置規則」という。）附則第14条第21項第2号）

ノ 平成7年4月1日から平成14年3月31日までの間に受贈者から使用貸借による権利の設定を受け、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号。以下「平成7年改正措置令」という。）附則第28条第3項各号に掲げる要件に該当した農地所有適格法人（以下「旧特定農地所有適格法人」という。）が合併により消滅し、又は分割をした場合における合併法人又は分割承継法人である農地所有適格法人が平成7年改正措置令附則第28条第3項各号に掲げる要件の全てに該当する旧特定農地所有適格法人であることの証明（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号。以下「平成7年改正法」という。）附則第36条第4項、平成7年改正措置令附則第28条第3項各号、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33号。以下「平成7年改正措置規則」という。）附則第14条第6項第2号）

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

ア 特例農地等（相続又は遺贈により取得した農地、採草放牧地及び準農地（農用区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、相続人が相続又は遺贈により取得をしたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下ア及びソにおいて同じ。）のうち相続税の申告書に納税猶予の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものをいう。以下同じ。）とされた農地、採草放牧地及び準農地を有していた被相続人が、当該農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものである旨の証明（措置令第40条の7第1項第1号、措置規則第23条の8第3項第3号）

イ 相続人が被相続人からの相続等に係る相続税の申告書の提出期限までに当該相続等により取得した農地及び採草放牧地について農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者等措置令第40条の7第2項各号に掲げる者のいずれかに該当する者である旨の証明（相続人が被相続人からの相続等に係る相続税の申告書の提出期限までに当該相続等により取得した農地又は採草放牧地のすべてについて特定貸付け（措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けをいう。以下(2)、2の(2)、第2の1の(20)から(35)まで及び第2の2の(19)から(33)ま

でにおいて同じ。)又は認定都市農地貸付け等(措置法第70条の6の4第2項2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付けをいう。以下(2)、2の(2)、第2の1の(26)から(37)まで及び第2の2の(22)から(39)までにおいて同じ。)を行っている場合には、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っていることと認められる者である旨の証明(措置令第40条の7第2項、第40条の7の3第4項及び第40条の7の5第5項、措置規則第23条の8第1項)

ウ 特例農地等のうちに高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明(措置規則第23条の8第3項第8号イ)

エ 農業相続人(イの証明を受けた者をいう。以下同じ。)が所有する農地(農業振興地域の区域外のものに限る。)が農地法第36条第1項各号に該当する旨の所轄税務署長に対する通知(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第9項、措置規則第23条の8第4項)

オ 農業相続人が特例農地等を農地所有適格法人に出資をした旨及び農業相続人が当該農地所有適格法人の常時従事者になると認められる旨の証明(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項第1号)

カ 措置令第40条の7第19項第2号に規定する他の推定相続人等が農業相続人から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第15項各号に掲げる要件に準ずる要件のすべてに該当することの証明(措置令第40条の7第19項第2号、措置規則第23条の8第7項)

キ 措置令第40条の7第19項第3号の規定の適用を受けようとする農業相続人が推定相続人が使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められることの証明(措置令第40条の7第19項第3号、措置規則第23条の8第9項)

ク 措置法第70条の6第10項に規定する借受代替農地等のうちに措置規則第23条の8第14項において準用する同規則第23条の7第19項第3号の異動により高度化施設用地に該当することとなった土地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明(措置令第40条の7第25項、措置規則第23条の8第15項)

ケ 措置法第70条の6第19項において準用する同法第70条の4第15項第3号に規定する農地のうちに高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明(措置規則第23条の8第18項)

- コ 措置法第70条の6第20項第3号に規定する代替特例農地等のうちに高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されるものである旨の証明（措置規則第23条の8第19項）
- サ 措置法第70条の6第21項において準用する措置法第70条の4第17項第3号に規定する農地のうちに高度化施設用地がある場合には、当該土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置規則第23条の8第20項）
- シ 農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け（措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けをいう。以下(2)、2の(2)、第2の1の(20)から(33)まで及び第2の2の(24)から(28)までにおいて同じ。）、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を引き続き行っている旨及び当該特例農地等につき措置規則第23条の8第32項第2号に規定する異動により高度化施設用地に該当することとなった特例農地等がある場合には、当該特例農地等が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明（措置法第70条の6第32項、措置令第40条の7第63項、措置規則第23条の8第32項第1号、第2号及び第4号、第23条の8の2第4項並びに第23条の8の4第9項）
- ス 農業相続人が措置令第40条の7第2項第2号に該当する者で同号の農地等について使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続き同号に規定する推定相続人に使用させている場合において、当該推定相続人が当該権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当該農業相続人が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明（措置法第70条の6第32項、措置令第40条の7第63項、措置規則第23条の8第32項第1号）
- セ 特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用又は耕作の放棄等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への通知（措置法第70条の6第41項、措置規則第23条の8第33項）
- ソ 準農地について、当該準農地に係る相続税の申告書の提出期限後10年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況についての所轄税務署長への通知（措置法第70条の6第42項、措置規則第23条の8第34項）
- タ 農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付けを行っていた農地（以下(2)、2の(2)、第2の1の(31)から(33)まで及び第2の2の(24)から(29)までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。）に耕作の放棄又は権利消滅

があったために、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより新たに行った営農困難時貸付けを含む。)を行った場合には、当該営農困難時貸付けを行った農業相続人が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日の証明(当該営農困難時貸付けにつき同項の許可を受けることを要しない場合には、その旨)(措置法第70条の6第28項、措置令第40条の7第57項、措置規則第23条の8第28項。以下チ及びツにおいて同じ。)

チ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が新たに行った営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものである場合(当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。)には、当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号又は同項第14号の2の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日の証明

ツ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が当該営農困難時貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明

テ 農業相続人の行った特定貸付け(特定貸付けを行っている農地等(以下(2)、2の(2)、第2の1の(20)及び第2の2の(14)において「特定貸付農地等」という。)に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。)が、農地中間管理事業のために行われたものである場合(当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。)には、当該特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出を受理した旨及び当該届出の受理年月日の証明(措置法第70条の6の2第1項及び第3項、措置令第40条の7の2第1項、第4項及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項第1号イ及び第3項)

ト 特定貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が当該特定貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明(措置法第70条の6の2第3項、措置令第40条の7の2第4項及び第5項、措置規則第23条の8の2第3項)

ナ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、特例事業のために譲渡した場合(農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。)には、当該譲渡につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨の証明(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項第2号イ)

ニ 農業相続人が措置法第70条の6の4第2項第3号に規定する農園用地貸付

け（市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第1項又は第5項の規定による認定に係るものを除き、認定都市農地貸付け等を行っている農地（以下ヌ、2の(2)ト及びナ、第2の1の(36)及び(37)並びに第2の2の(38)及び(39)において「貸付け都市農地等」という。）に耕作の放棄（措置法第70条の6の4第3項に規定する認定の取消しを含む。以下ヌ、2の(2)のト及びナ、第2の1の(36)並びに第2の2の(38)及び(39)において同じ。）、権利消滅（措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げる貸付けにあつては、当該農園用地貸付けを行っている農地における同号に規定する貸付規程に基づく最後の貸付けに係る権利消滅。以下ヌ、2の(2)のト及びナ、第2の1の(36)並びに第2の2の(38)及び(39)において同じ。）又は同条第5項第1号に規定する契約の解除、同項第2号に規定する承認の取消し及び認定の取消し、同項第3号に規定する事由の発生若しくは協定の廃止（以下ヌ、2の(2)のト及びナ、第2の1の(36)並びに第2の2の(38)及び(39)において「契約の解除等」という。）があつたために、新たに行った農園用地貸付けを含む。以下ヌまでにおいて同じ。）を行った場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第70条の6の4第1項、第4項及び第6項、措置令第40条の7の4第1項、第4項、第5項、第6項及び第7項、措置規則第23条の8の4第2項第1号ロ(1)、(2)若しくは(3)及び第7項）

(ア) 当該農園用地貸付けが、措置法第70条の6の4第2項第3号イに掲げるものである場合には、同号イの地方公共団体又は農業協同組合が農園用地貸付けを行っている農地（以下(イ)及び(ウ)において「農園用地貸付農地」という。）における特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。）第3条第3項の承認を受けた旨及び当該承認を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行った年月日

(イ) 当該農園用地貸付けが、措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げるものである場合には、農業相続人が当該農園用地貸付農地における特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及び当該承認を受けた年月日並びに当該承認の申請書に特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第36号）第1条第2項各号に掲げる事項が記載された特定農地貸付法第2条第2項第5号イに規定する貸付協定が添付された旨並びに当該農園用地貸付農地における措置法第70条の6の4第2項第3号ロに規定する貸付規程に基づく最初の貸付けを行った年月日

(ウ) 当該農園用地貸付けが、措置法第70条の6の4第2項第3号ハに掲げるものである場合には、同号ハの地方公共団体又は農業協同組合以外の者が

当該農園用地貸付農地における都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借円滑化法」という。）第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及び当該承認を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行った年月日又貸付都市農地等につき耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった場合において、農業相続人が当該貸付都市農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第70条の6の4第3項、第4項及び第6項、措置令第40条の7の4第2項、第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項、措置規則第23条の8の4第4項及び第7項）

2 市町村長、農地中間管理機構、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が行うべき証明等

(1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの

証 明 事 項 等	証 明 等 を 行 う べ き 者
<p>ア 受贈者が贈与を受けた農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該受贈者から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明（措置法第70条の4第1項、措置令第40条の6第4項、措置規則第23条の7第1項）</p>	市町村長
<p>イ 贈与により取得した農地等について、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「改正農地法」という。）附則第7条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）の規定に基づき草地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明（措置令第40条の6第11項第3号、措置規則第23条の7第5項第3号イ）</p>	都道府県知事
<p>ウ 贈与により取得した農地等について、草地利用権の設定を受け、又は当該草地利用権の設定に係る農地等の買取りをした旨及び当該設定又は買取りに係る旧農地法第75条の2第1項に規定する土地所有者等が当該農地等を他の者とともに共同利用する旨の証明（措置令第40条の6第11項第3号、措置規則第23条の7第5項第3号ロ）</p>	当該設定を受け又は当該買取りをした市町村長又は農業協同組合

<p>エ 贈与により取得した農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用、耕作の放棄又は買取りの申出等（以下「権利の移転等」という。）があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長又は国税庁長官への通知（措置法第70条の4第36項、措置規則第23条の7第43項）</p>	<p>市町村長 都道府県知事 農林水産大臣</p>
<p>オ 受贈者が農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が定めるものを有するに至った旨の認定（措置法第70条の4第22項、措置令第40条の6第51項第4号、租税特別措置法施行令の規定に基づき、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める農業に従事することを不可能にさせる故障に係る基準（平成25年4月1日農林水産省告示第803号。以下「告示」という。））</p>	<p>市町村長</p>
<p>カ 受贈者の行った営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）が、農地中間管理事業のために行われたものである場合（当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、営農困難時貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明（措置法第70条の4第22項、第23項第2号及び第4号、措置令第40条の6第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の7第35項第1号ロ(1)、第37項第1号イ及び第40項）</p>	<p>農地中間管理機構</p>
<p>キ 受贈者の行った営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）が、農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の4第22項、第23項第2号及び第4号、措置令第40条の6第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の7第35項第1号ロ(3)、第37項第1号イ及び第40項）</p>	<p>市町村長</p>
<p>ク 受贈者の行った営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）が、措置法第70条の4の2</p>	<p>市町村長</p>

第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行われた場合には、当該営農困難時貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第70条の4第22項、第23項第2号及び第4号、措置令第40条の6第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の7第35項第2号ニ、第37項第1号ロ(2)及び第40項）

(ア) 農地中間管理事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合は、1月間）を経過する日まで当該受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの

農地中間管理機構

(イ) 利用権設定等促進事業（基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業をいう。以下同じ。）を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合は、1月間）を経過する日まで当該受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの

市町村長

ケ 受贈者が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行った場合に、当該営農困難時貸付農地等が、クの(ア)又は(イ)に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明（措置法第70条の4第22項、第23項第2号又は第4号、措置令第40条の6第53項、第54項及び第57項、措置規則第23条の7第35項第2号ホ、第37項第1号ロ(3)及び第40項）

市町村長

コ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長へ承認の申請をする場合には、当該営農困難時貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第70条の4第23項第3号、措置令第40条の6第55項、措置規則第23条の7第39項第1号）

<p>(ア) 農地中間管理事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について受贈者から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの</p>	農地中間管理機構
<p>(イ) 利用権設定等促進事業を実施している市町村の区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、受贈者から農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するもの</p>	市町村長
<p>サ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長へ承認の申請をする場合において、当該営農困難時貸付農地等がクの(ア)又は(イ)に掲げる地域又は区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明（措置法第70条の4第23項第3号、措置令第40条の6第55項、措置規則第23条の7第39項第2号）</p>	市町村長
<p>シ 受贈者の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地中間管理事業のために行われた貸付けである場合には、当該特定貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明（措置法第70条の4の2第1項、第3項及び第5項、措置令第40条の6の2第1項、第2項及び第5項、措置規則第23条の7の2第2項第1号イ、第4項第1号及び第7項）</p>	農地中間管理機構
<p>ス 受贈者の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農用地利用集積計画の定めるところにより行われた貸付けである場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の4の2第1項、第3項及び第5項、措置令第40条の6の2第1項、第2項及び第5項、措置規則第23条の7の2第2項第1号及び第3号、第4項第1号並びに第7項）</p>	市町村長
<p>セ 耕作の放棄又は権利消滅があった特定貸付農地等について、受贈者が1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長へ承認の申請をする場合には、当該特定貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分</p>	

<p>に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第70条の4の2第4項及び第8項、措置令第40条の6の2第3項及び第7項、措置規則第23条の7の2第6項及び第8項</p>	
<p>(ア) 農地中間管理事業を実施している区域においては、当該特定貸付農地等について受贈者から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの</p>	農地中間管理機構
<p>(イ) 利用権設定等促進事業を実施している市町村の区域においては、当該特定貸付農地等について、受贈者から農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するもの</p>	市町村長
<p>ソ 受贈者が、農用地区域内にある農地等について、特例事業のために譲渡した場合（農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該農地等について、当該事業のために買入れ又は譲渡を行った旨及び当該買入れ又は譲渡の年月日の証明（措置法第70条の4第1項第1号、措置令第40条の6第11項第4号、措置規則第23条の7第5項第4号イ）</p>	農地中間管理機構
<p>タ 受贈者が、農用地区域内にある農地等について、農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の4第1項第1号、措置令第40条の6第11項第4号、措置規則第23条の7第5項第4号ハ）</p>	市町村長
<p>チ 受贈者が、農用地区域内にある農地等について、特例事業のために譲渡した場合又は農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該農地等が農用地区域内にある旨の証明（措置法第70条の4第1項第1号、措置令第40条の6第11項第4号、措置規則第23条の7第5項第4号</p>	市町村長
<p>ツ 認定法人（平成17年改正措置令附則第33条第3項第1号イの「認定法人」をいう。以下同じ。）に係る農業経営改善計画の有効期間が満了した場合において、当該満了の日から2月を経過する日までに、新たに基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画に係る認定法人の名称及び所在地、有効期間が満了した農業経営改善計画に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の</p>	市町村長

<p>満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第5項第2号、平成17年改正措置規則附則第14条第7項各号）</p> <p>テ 認定特定農業法人（平成17年改正措置令附則第33条第3項第1号口の「認定特定農業法人」をいう。以下同じ。）に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了した場合において、当該満了の日から2月を経過する日までに、新たに基盤強化法第23条第1項の認定を受けた特定農用地利用規程に係る認定特定農業法人の名称及び所在地、当該認定特定農業法人が基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人である旨、有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた特定農用地利用規程の当該認定の日及び当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第5項第3号、平成17年改正措置規則附則第14条第9項各号）</p>	<p>市町村長</p>
<p>ト 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了した場合において、当該満了の日から2月を経過する日までに、新たに基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画に係る認定法人の名称及び所在地、有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第5項第4号、平成17年改正措置規則附則第14条第11項第1号）</p>	<p>市町村長</p>

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

証 明 事 項 等	証 明 等 を 行 う べ き 者
<p>ア 相続人が相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該相続人から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明（措置法第70条の6第1項、措置令第40条の7第5項、措置規則第23条の8第2項）</p>	<p>市町村長</p>

<p>イ 特例農地等について、旧農地法の規定に基づき草地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明（措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項）</p>	<p>都道府県知事</p>
<p>ウ 特例農地等について、草地利用権の設定を受け、又は当該草地利用権の設定に係る特例農地等の買取りをした旨及び当該設定又は買取りに係る旧農地法第75条の2第1項に規定する土地所有者等が当該特例農地等を他の者とともに共同利用する旨の証明（措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項）</p>	<p>当該設定を受け又は当該買取りをした市町村長又は農業協同組合</p>
<p>エ 特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき権利の移転等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長又は国税庁長官への通知（措置法第70条の6第41項、措置規則第23条の8第33項）</p>	<p>市町村長 都道府県知事 農林水産大臣</p>
<p>オ 農業相続人が農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が定めるものを有するに至った旨の認定（措置法第70条の6第28項、措置令第40条の7第55項、告示）</p>	<p>市町村長</p>
<p>カ 農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合には、営農困難時貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第70条の6第28項、措置令第40条の7第57項、措置規則第23条の8第28項。以下キからサまで同じ。）</p>	
<p>(ア) 農地中間管理事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合には、1月間）を経過する日まで当該相続人から引き続き申込みを受けていたことを証するもの</p>	<p>農地中間管理機構</p>
<p>(イ) 利用権設定等促進事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを</p>	<p>市町村長</p>

<p>受け、かつ、申込日以後1年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合には、1月間）を経過する日まで当該相続人から引き続き申込みを受けていたことを証するもの</p> <p>キ 農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行った場合に、営農困難時貸付けを行った農地等がカの(ア)又は(イ)に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明</p>	<p>市町村長</p>
<p>ク 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について行う新たな営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものである場合（当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、営農困難時貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明</p>	<p>農地中間管理機構</p>
<p>ケ 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について行う新たな営農困難時貸付けが、農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明</p>	<p>市町村長</p>
<p>コ 耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等について、農業相続人が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長へ承認の申請をする場合には、当該営農困難時貸付農地等の存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明</p> <p>(ア) 農地中間管理事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について農業相続人から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの</p>	<p>農地中間管理機構</p>
<p>(イ) 利用権設定等促進事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農業相続人から農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたこと</p>	<p>市町村長</p>
<p>サ 耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付特例農地等について、農業相続人が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長へ承認の申</p>	<p>市町村長</p>

請をする場合に、当該営農困難時貸付特例農地等がコの(ア)又は(イ)に掲げる地域又は区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明

シ 農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地中間管理事業のために行われた貸付けである場合（当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該特定貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明（措置法第70条の6の2第1項及び第3項、措置令第40条の7の2第1項、第4項及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項第1号イ及び第3項）

農地中間管理機構

ス 農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農用地利用集積計画の定めるところにより行われた貸付けである場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の6の2第1項及び第3項、措置令第40条の7の2第1項、第4項及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項第1号ハ及び第3項）

市町村長

セ 措置法第70条の6の2第2項に規定する旧法猶予適用者（特例農地等のうちに相続等により取得をした日において都市営農農地等（措置法第70条の4第2項第4号に規定する都市営農農地等をいう。以下同じ。）を有しないものに限る。）が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、その特例農地等のうちに相続等により取得した日において市街化区域内農地等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にあるものを除く。以下テにおいて「市街化区域内農地等」という。）であるものを有する場合には、その特例農地等が同日において当該市街化区域内農地等である旨及び当該特例農地等の明細を記載した書類（措置法第70条の6の2第1項、措置令第40条の7の2第1項、措置規則第23条の8の2第2項第2号）

市町村長

ソ 耕作の放棄又は権利消滅があった特定貸付農地等について、1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みがあること

<p>につき税務署長へ承認の申請をする場合には、耕作の放棄又は権利消滅があった特定貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第70条の6の2第3項、措置令第40条の7の2第4項及び第5項、措置規則第23条の8の2第3項）</p>	
<p>(ア) 農地中間管理事業を実施している区域においては、当該特定貸付農地等について農業相続人から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの</p>	農地中間管理機構
<p>(イ) 利用権設定等促進事業を実施している区域においては、当該特定貸付農地等について、農業相続人から農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するもの</p>	市町村長
<p>タ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、特例事業のために譲渡した場合（農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該特例農地等について、当該事業のために買入れ又は譲渡を行った旨及び当該買入れ又は譲渡の年月日の証明（措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項第2号イ）</p>	農地中間管理機構
<p>チ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明（措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項第2号ハ）</p>	市町村長
<p>ツ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、特例事業のために譲渡した場合又は農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該特例農地等が農用地区域内にある旨の証明（措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第10項、措置規則第23条の8第5項第2号）</p>	市町村長
<p>テ 農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。）が有する特例農地等のうちに市街化区域内農地等がある場合には、当該農地等が当該市街化区域内農地等である旨の証明（措置法第70条の6第31項、措置規則第23の8第3項</p>	市町村長

第 8 号ハ)

ト 農業相続人が措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け（貸付都市農地等に耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があったために、新たに行った認定都市農地貸付けを含む。）を行った場合には、都市農地貸借円滑化法第4条第1項に規定する申請者が認定都市農地貸付けを行っている農地に係る同項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた旨及び当該認定を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該認定都市農地貸付けを行った年月日の証明（措置法第70条の6の4第1項及び第3項、措置令第40条の7の4第1項、第2項及び第3項、措置規則第23条の8の4第2項第1号イ及び第4項）

市町村長

ナ 農業相続人が措置法第70条の6の4第2項第3号に規定する農園用地貸付け（市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受け、同法第11条第1項の規定により、特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けたものとみなされる場合に限り、貸付都市農地等に耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があったために、新たに行った農園用地貸付けを含む。）を行った場合には、次に掲げる貸付けの区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第70条の6の4第1項、第4項及び第6項、措置令第40条の7の4第1項、第4項、第5項、第6項及び第7項、措置規則第23条の8の4第2項第1号ロ(4)及び第7項）

市町村長

(ア) 措置法第70条の6の4第2項第3号イ又はハの貸付け
当該農園用地貸付けを行っている農地を借り受けた者が当該認定を受けた旨及び当該認定を受けた年月日並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行った年月日の証明

(イ) 措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付け 農業相続人が当該認定を受けた旨及び当該認定を受けた年月日並びに当該貸付けにつき特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第1条第2項各号に掲げる事項が記載された特定農地貸付法第2条第2項第5号イに規定する貸付協定を当該貸付都市農地等の所在地の市町村と締結している旨並びに当該農業相続人が当該農園用地貸付けを行っている農地における措置法第70条

<p>の6の4第2項第3号ロに規定する貸付規程に基づく最初の貸付けを行った年月日の証明</p> <p>ニ 旧法猶予適用者（都市農地貸借円滑化法の施行日前に措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている者をいい、特例農地等のうちに相続等により取得をした日において都市営農農地等を有しないものに限る。）が、措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、その特例農地等のうちに相続等により取得した日において市街化区域内農地等（都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にあるものを除く。）であるものを有する場合には、その特例農地等が同日において当該市街化区域内農地等である旨及び当該特例農地等の明細を記載した書類（措置法第70条の6の4第1項、措置令第40条の7の4第1項、措置規則第23条の8の4第2項第2号）</p>	<p>市町村長</p>
---	-------------

第2 証明等の事務処理に当たって留意すべき事項

1 農業委員会が行うべき証明等関係

(1) 第1の1の(1)のア、イ及びウの証明関係

ア 贈与者が措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するか否か及び受贈者が措置令第40条の6第6項第3号の規定による農業経営を行うと認められる者に該当するか否かについては、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和50年11月4日付け直資2-224、直審5-32、徴管2-65国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の70の4-6に留意するとともに、贈与者が贈与の日まで引き続き3年以上農業を営んでいたか否か及び受贈者が引き続き3年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の70の4-7及び70の4-11に留意すること。

イ 農地等の確認に当たっては、国税庁長官通達の記の70の4-1及び70の4-12に留意するとともに、国税庁長官通達の記の70の4-7に規定する経営移譲を受けた者に農地を贈与する場合には、その農地の取扱いについて、国税庁長官通達の記の70の4-12の2に留意すること。

ウ 受贈者が「租税特別措置法施行令第40条の6第6項第4号の効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものを定める件」（平成28年3月31日農林水産省告示第897号。以下「基準告示」という。）第1号及び第2号に掲げる要件を満たしていることを証明する際、受贈者が贈与を受

けた農地等が所在する市町村と受贈者が基準告示第1号に規定する農業経営改善計画の認定又は基準告示第2号に規定する青年等就農計画の認定を行った市町村が異なる場合は、これらの認定を行った市町村からこれらの認定に関する情報の提供を受け、証明することとする。

また、受贈者が基準告示第3号に掲げる要件を満たしていることを証明する際、受贈者が受贈した農地等が存する市町村以外でも農業経営を行っている場合、他の農業委員会から受贈者が経営する農地の面積等の必要な情報の提供を受けることとする。

エ 第1の1の(1)のア及びイの証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式1号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」によること。

オ 第1の1の(1)のア及びイの証明の際、現に受贈者が告示に定める障害又は事由のいずれかに該当している場合については、(11)のエに留意し、受贈者が心身に何らかの障害を有している場合には、本人又はその家族等からその障害又は事由に係る事情を聴取する等して、当該受贈者が農地等の取得後に農業に継続的に従事することができるか否かを判断する必要があること。

なお、告示に定める障害又は事由のいずれかに該当する可能性がある場合には、身体障害者手帳の写し、医師の診断書その他その障害又は事由の具体的な内容を確認できる書類の提示や提出を求め、営農困難時貸付けに係る故障の認定に関して、後日市町村長から照会があった場合に備え、第1の1の(1)のア及びイの証明に係る書類とともに適切に保管すること。

カ 第1の1の(1)のウの証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われていることを確認の上、別紙様式2号「農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明書」により証明を行うこと。

なお、農地法第43条第1項の届出が受理されているものの農作物栽培高度化施設の設置に係る工事に着手していない場合にも当該証明を要することに留意すること。

(2) 第1の1の(1)のエの通知関係

第1の1の(1)のエの通知を行う場合には、別紙様式3号「農地法第36条第1項各号に該当する旨の通知書」によること。

また、税務署長に対して通知した場合には、適用者に対してその旨通知すること。

(3) 第1の1の(1)のオの証明関係

この証明を行うに当たっては、受贈者が農地所有適格法人に出資をするための農地法第3条の許可があったこと及び当該受贈者がその年齢、就業状態等からみて、当該農地所有適格法人の常時従事者となると認められるか否かを確認

の上、別紙様式4号「農地等の出資等に係る証明書」により証明を行うこと。

(4) 第1の1の(1)の力及びキの証明関係

ア 第1の1の(1)の力の証明を行う場合において、推定相続人が使用貸借による権利の設定を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の70の4-42に留意するとともに、推定相続人が措置令第40条の6第15項第3号の規定による農業経営を行うと認められる者に該当するか否かについては、国税庁長官通達の記の70の4-6に留意すること。

イ 第1の1の(1)のキの証明を行うに当たっては、受贈者がその年齢、就業状態等からみて、推定相続人が営むこととなる農業に従事する見込みであるか否かを確認の上、証明を行うこと。

ウ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式5号「推定相続人等に関する適格者証明書」によること。

(5) 第1の1の(1)のクの証明関係

(4)のアに準じて取り扱うこととし、証明書の様式は別紙様式6号「贈与税・相続税の納税猶予に係る他の推定相続人等に関する適格者証明書」によること。

(6) 第1の1の(1)のケの証明関係

この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該受贈者が推定相続人が使用していた農地等につき農業経営を開始したことを確認の上、別紙様式7号「農業経営を開始したと認められる旨の証明書」により証明を行うこと。

(7) 第1の1の(1)のコからスまでの証明関係

(1)の力に準じて取り扱うこと。

(8) 第1の1の(1)のセの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該受贈者が納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを引き続き行っていることを確認の上、別紙様式8号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」、別紙様式9号「引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書」又は別紙様式19号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」により証明を行い、農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明を行うに当たっては、(1)の力に準じて取り扱うこと。

イ 措置法第70条の4第1項に規定する受贈者の贈与により取得した農地等が災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農業の用に供されていない土地に該当することとなった場合にあっては、その土地は、その者の農業の用に供している農地等に該当するものとして取り扱うことに留意すること（国税庁長

官通達の記の70の4-12)。

(9) 第1の1の(1)のソの証明関係

この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該推定相続人が使用貸借による権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っていること及び当該受贈者が当該推定相続人の営む当該農地等に係る農業に従事していることを確認の上、別紙様式10号「引き続き農業経営を行っている等の証明書」により証明を行うこと。

(10) 第1の1の(1)のタの通知関係

ア 措置法第70条の4第36項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知った場合」とは、受贈者が贈与により取得した農地等につき農業委員会が、例えば次の行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

(ア) 農地法第3条第1項の規定による許可

(イ) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による届出の受理

(ウ) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第1項第1号に基づく農地等の利用関係の調整

(エ) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第97条による交換分合

なお、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可（市街化区域内にあっては届出）なく転用又は転用のための権利移動を行ったことを知った場合にあっても、この通知を行うことに留意すること。

イ 農業委員会は、この通知事務の的確な処理を図るため別紙様式1号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」の控えをもって年次別に「贈与税の納税猶予に係る農地等整理台帳」を作成し保管するものとし、アに掲げる行為をしたことにより当該納税猶予に係る農地等につき権利の移転等があったことを知った場合及び所轄税務署から次の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式11号による索引簿を備え付けることが望ましい。

(ア) 納税猶予の申告に係る農地等のうちに納税猶予の適用のある農地等に該当しないものがある旨の通知

(イ) 納税猶予の申告に係る事案が、納税猶予の規定に該当しない旨の通知

(ウ) 受贈者が納税猶予の規定の適用を受ける農地等の譲渡等をした後、代替農地等を取得した旨の通知

(エ) 納税猶予に係る贈与税の額の全部について猶予期限が確定した旨の通知

(オ) 納税猶予の規定の適用を受けることとなった受贈者に関する事項についての通知

(カ) 営農困難時貸付けの規定の適用を受けることとなった又は受けないこととなった受贈者に関する事項についての通知

(キ) 特定貸付けの規定の適用を受けることとなった又は受けないこととなった受贈者に関する事項についての通知

ウ 農業委員会は、アに掲げる行為をした場合には、イの台帳により当該行為に係る農地等が納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるときは、別紙様式12号「農地等の異動事実の通知書」により所轄税務署長に通知すること。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否かを確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨（エ）に該当する場合には、その旨並びに当該地上権の範囲及び目的）を通知書の摘要欄に記載すること。

(ア) 農地法第2条第2項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

(イ) 水田の裏作の目的に供するために行う貸付け

(ウ) 権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以後の日に定められているもの

(エ) 民法第269条の2第1項の地上権の設定があった場合において当該農地等が引き続き耕作（農地法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）又は養畜の用に供されているもの

(オ) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金（以下単に「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下単に「特例付加年金」という。）の支給を受けるための、受贈者の推定相続人に対する使用貸借による権利の設定に係る農地法第3条第1項の規定による許可をした場合において、当該受贈者が農地等の所在の関係から他の農業委員会にも、同項の規定による許可の申請をしており、又はしようとしているとき。

(カ) 営農困難時貸付け又は特定貸付けに係るもの

(11) 第1の1の(1)のチの通知関係

納税猶予の規定の適用を受ける準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過することとなる場合は、所轄税務署長からあらかじめ農業委員会に対し、当該準農地の明細及び当該準農地の受贈者について連絡があるので、当該連絡を受けた農業委員会は、速やかに、現地調査を実施して当該準農地の利用の形態その他の現況を確認の上、当該10年を経過する日から1月を経過する日までに、別紙様式13号「準農地の現況等に関する通知書」により所轄税務署長

に通知すること。

(12) 第1の1の(1)のツの証明関係

- ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するためには、次の全てを満たす必要があることに留意すること（措置法第70条の4第22項、措置令第40条の6第51項、第52項及び第60項）。
- (ア) 受贈者が、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態であること
- (イ) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等について次のaからcまでのいずれかの地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。）に基づく貸付けを行ったこと
- a 措置法第70条の4の2第2項第2号の要件を満たさない受贈者が行う同条第1項第2号に掲げる貸付け
- b 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等が、次の(a)又は(b)の区域等（以下「農地中間管理事業等の区域」という。）のいずれにも存しない場合における貸付け
- (a) 農地中間管理事業を実施している区域
- (b) 利用権設定等促進事業を実施している区域
- c 措置法第70条の4の2第2項各号の要件を満たす受贈者が、同条第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた場合（当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における貸付け
- イ アの(ア)に規定する「当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態」とは、贈与税の申告書の提出期限後において、受贈者に次のいずれかの事由が生じている状態をいう（措置令第40条の6第51項）。
- (ア) 精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級であるもの）の交付を受けていること
- (イ) 身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級であるもの）の交付を受けていること
- (ウ) 要介護認定（要介護状態区分が5のもの）を受けていること
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるものを除くほか、贈与税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が定めるもの（以下「告示に定める故障」という。）を有するに至ったことについて、市町村長の認定を受けていること
- ウ 贈与税の申告書の期限において既にイの(ア)、(イ)又は(ウ)に該当している者は、贈与税の申告書の提出期限後において、受贈者に次のいずれかの事由が

生じた場合に営農困難時貸付けを行うことができることに留意すること。

(ア) 既に身体障害者手帳（身体上の障害の程度が2級であるもの）の交付を受けていた者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が1級に変更された場合

(イ) 既に身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級であるもの）の交付を受けていた者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに記載された場合

(ウ) 既にイに該当している者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、新たに当該受贈者にイに掲げる事由が生じた場合

エ 贈与税の申告期限において既に告示に定める障害又は事由を有している者については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後に、その該当している障害の程度が重くなった場合、告示に定める他の障害若しくは事由が新たに生じた場合又はイの(ア)、(イ)若しくは(ウ)に該当することとなった場合を除き、営農困難時貸付けを行うことはできないことに留意すること。

オ この証明は、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第14条第1項に定める受理通知書又はその写し（以下「農地法第3条届出受理通知書」という。）によるものとする。

カ 当該営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(1)のキに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

キ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の6第53項。以下(13)までにおいて同じ。）。

(13) 第1の1の(1)のテの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは(12)のアからエまでに準じて判断すること。

特に、措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けは、(12)のアの(イ)のb及びcに規定する場合に行うことができることに留意すること。

なお、(12)のアの(ア)の状態にある受贈者が措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行った場合については、当該受贈者が同条第2項各号の要件のいずれも満たさない者であるときは、営農困難時貸付けが適用されることとなるが、当該受贈者が同項各号の要件を満たす者であるときは、特定貸付けの特例が適

用されることとなることに留意すること。

イ (12)のアの(イ)のbに規定する場合は、ウに規定する貸付けの申込みを行うことなく、措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けを行うことができる。

ウ (12)のアの(イ)のcに規定する場合とは、農地中間管理機構又は利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けができない場合をいう（措置令第40条の6第52項及び第60項）。

エ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行う場合には、ウに規定する貸付けの申込みを継続して行う期間が、「当該申込みを行った日後1月を経過する日まで」に短縮されることに留意すること（措置令第40条の6第63項）。

オ 「農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日」の証明は、当該許可の申請者に対して交付する当該許可に係る指令書又はその写し（以下「農地法第3条許可書等」という。）により行うこととし、また、「当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項の許可を受けることを要しない旨」の証明は、別紙様式14号「農地法第3条第1項の許可不要である旨の証明書」により行うこと。

(14) 第1の1の(1)のトの証明関係

この証明を行うに当たっては、現地調査により申請者が営農困難時貸付農地等の用に供されていた農地等について自ら営農を開始していることを確認の上、証明書の様式は、別紙様式15号「農業の用に供した旨の証明書（営農困難時貸付け）」により証明を行うこと。

(15) 第1の1の(1)のナの証明関係

ア 措置法第70条の4の2の特例（利用権設定等促進事業のために行われる貸付けに限る。）は、現に贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者のうち、以下の要件を満たす者に限って適用されることに留意すること（措置法第70条の4の2第2項）。

(ア) 特定貸付けを行った日において65歳以上である受贈者については、贈与税の申告書の提出期限から当該貸付けを行った日までの期間が10年以上であること。

(イ) (ア)以外の受贈者については、贈与税の申告書の提出期限から措置法第70条の4の2第1項第2号に掲げる貸付けを行った日までの期間が20年以

上であること。

イ 特定貸付けの対象となる農地又は採草放牧地とは、市街化区域外に所在し、農地中間管理事業等の区域に存する農地又は採草放牧地に限られることに留意すること。また、次に掲げる農地等は特定貸付けの対象とはならないことに留意すること。

(ア) 準農地である農地等

(イ) 措置令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である農地等

(ウ) 措置法第70条の4第6項（年金特例）の規定の適用を受ける農地等

(エ) 措置法第70条の4第8項（借換特例）に規定する貸付特例適用農地等

(オ) 措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定等に基づく貸付けの対象となっている農地等

(カ) 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている農地等

ウ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合に、受贈者が、当該営農困難時農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第70条の4第22項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第70条の4の2の規定の適用はないことに留意すること。

エ この証明を行うに当たっては、農地法第3条届出受理通知書により行うものとする。

オ 当該特定貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(1)のヌに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

カ この証明を行うに当たっては、受贈者が行った特定貸付けごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の6の2第2項。(16)において同じ。）

(16) 第1の1の(1)のニの証明関係

この証明を行うに当たっては、(6)に準じて取り扱うこととし、証明書の様式は、別紙様式20号「農業の用に供した旨の証明書（特定貸付け）」により証明を行うこと。

(17) 第1の1の(1)のヌの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、農地法第3条届出受理通知書により行うものとする。

イ 当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(1)のタに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

(18) 第1の1の(1)のネの証明関係

ア この証明を行う場合において、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人と認められるか否かを判断するに当たっては、「農地法関係事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。)の別紙1の様式例第1号の1の別紙「農地所有適格法人としての事業等の状況」又は事務処理要領の別紙1の様式例第5号の1「農地所有適格法人要件報告書」により確認するとともに、特定農地所有適格法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(ア) 特定農地所有適格法人が認定法人又は認定特定農業法人に該当しているか否か。

(イ) 受贈者が農地所有適格法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役(当該農地所有適格法人が認定法人である場合にあっては、代表権を有する者であること)となっているか否か(平成17年改正措置令附則第33条第3項第2号)。

(ウ) 受贈者が農地所有適格法人の農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者である組合員、社員又は株主であって、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各区分に定める要件を満たすものであるか否か(平成17年改正措置令附則第33条第3項第3号)。

(i) 認定法人の組合員、社員又は株主である場合 当該認定法人の行う農地法第2条第3項第1号に規定する農業に従事する日数が1年間のうち150日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が1年間のうち60日以上であること(平成17年改正措置令附則第33条第3項第3号イ)。

(ii) 認定特定農業法人の組合員、社員又は株主である場合 当該認定特定農業法人の行う農地法第2条第3項第1号に規定する農業に従事する日数が1年間のうち別紙様式14号の別紙により算出した日数(最短で60日最長で150日)以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が1年間のうち60日以上であること(平成17年改正措置令附則第33条第3号ロ)。

イ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式16号「特定農地所有適格法人に関する証明書」によること。

(19) 第 1 の 1 の (1) の ノ の 証明関係

ア この証明を行う場合において、農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人と認められるか否かを判断するに当たっては、事務処理要領の別紙 1 の様式例第 1 号の 1 の別紙「農地所有適格法人としての事業等の状況」又は事務処理要領の別紙 1 の様式例第 5 号の 1 「農地所有適格法人要件報告書」により確認するとともに、旧特定農地所有適格法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(ア) 受贈者が農地所有適格法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役となっており、かつ、代表権を有すること（平成 7 年改正措置令附則第 28 条第 3 項第 1 号）。

(イ) 受贈者が、1 年間のうちに農地所有適格法人の行う農地法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する農業に従事する日数が 150 日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に主として従事すると認められる農地所有適格法人の常時従事者である組合員、社員又は株主となっていること（平成 7 年改正措置令附則第 28 条第 3 項第 2 号）。

イ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式 17 号「旧特定農地所有適格法人に関する証明書」によること。

(20) 第 1 の 1 の (2) の ア、イ及びウの証明関係

ア 「農業を営んでいた個人」及び「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」については、国税庁長官通達の記の 70 の 6 - 4、70 の 6 - 5、70 の 6 - 6、70 の 6 - 8 及び 70 の 6 - 10 に留意するとともに、特に次に留意すること。

(ア) 「農業を営んでいた個人」には措置令第 40 条の 7 第 1 項に規定する者のほか、次の a から d までに掲げる者を含むことに留意すること。

a 措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けを行っていた受贈者

b 措置法第 70 条の 6 第 28 項に規定する営農困難時貸付けを行っていた農業相続人

c 措置法第 70 条の 6 の 3 第 1 項に規定する特定貸付けを行っていた者。

d 措置法第 70 条の 6 の 5 第 1 項に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っていた者

(イ) 「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」には、措置令第 40 条の 7 第 2 項に規定する者のほか、次の a から c までに掲げる者を含むことに留意すること。

a 措置法第 70 条の 4 第 22 項に規定する営農困難時貸付けを行っていた受贈者であって、贈与者の死亡により、特例農地等が措置法第 70 条の 5 第

1 項の規定により当該贈与者から相続等により取得した者とみなされる者

- b 相続等により取得した農地等について、相続税の申告期限までに措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けにより貸付けを行っている農業相続人

なお、特定貸付農地等を相続等により取得し、相続後においても当該特定貸付けを継続させる場合には、農業相続人と当該特定貸付農地等の借受者との間で新たに特定貸付けを行い直す必要はない。

- c 相続等により取得した農地について、相続税の申告期限までに措置法第70条の6の5第1項に規定する認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っている農業相続人

イ 相続人が被相続人からの相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地につき、相続税の申告書の提出期限（相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月）までに農業経営を開始しその後引き続き当該農業経営を行うと認められるか否かの判断は次により行うこと。

(ア) 相続人が相続開始前から農業に従事していた場合には、それまでの農業に従事した実績、その農業経営の状況、農業経営に対する意欲及び能力等からみて引き続き農業経営を行うものと認められるか否か。

(イ) 相続人が相続開始前から継続して農業に従事していなかった場合には、農地及び採草放牧地につき農業経営を開始し、現に耕作又は養畜の事業を行っているか否か、又は相続税の申告期限までに住居を移転し、若しくは職業を転換する等農業経営を開始し、かつ継続するために必要となる措置を講じ若しくは講ずる見込みがあると認められるか否か並びに農業経営に対する意欲及び能力等からみて引き続き農業経営を行うものと認められるか否か。

(ウ) 措置令第40条の7第2項に規定する「農業経営」とは、経営規模の大小、経営形態にかかわらず被相続人からの相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地につき耕作又は養畜の事業を営むことをもって足りるものであり、相続人が専業であると兼業であるとを問わないものであること。

ウ 農地等の確認に当たっては、国税庁長官通達の記の70の6-1及び70の6-13に留意するとともに、被相続人の死亡の日前に、当該被相続人が所有する農地等に関し当該被相続人の親族に農業経営が移譲されている場合には、その農地の取扱いについて、国税庁長官通達の記の70の6-13の2に留意すること。

エ 第1の1の(2)のア及びイの証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」によること。

オ 第1の1の(2)のウの証明を行うに当たっては、(1)のカに準じて取り扱うこと。

(21) 第1の1の(2)のエの証明関係

(2)に準じて取り扱うこと。

(22) 第1の1の(2)のオの証明関係

(3)に準じて取り扱うこと。

(23) 第1の1の(2)のカの証明関係

(5)に準じて取り扱うこと。

(24) 第1の1の(2)のキの証明関係

(6)に準じて取り扱うこと。

(25) 第1の1の(2)のクからサまでの証明関係

(7)に準じて取り扱うこと。

(26) 第1の1の(2)のシの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該農業相続人が納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を引き続き行っていることを確認の上、別紙様式8号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」又は別紙様式9号「引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書」、別紙様式19号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」若しくは別紙様式21号「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書」により証明を行い、農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明を行うに当たっては、(1)のカに準じて取り扱うこと。

イ 措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人の相続により取得した農地等が災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農業の用に供されていない土地に該当することとなった場合にあっては、その土地は、その者の農業の用に供している農地等に該当するものとして取り扱うことに留意すること（国税庁長官通達の記の70の6-13の3）。

(27) 第1の1の(2)のスの証明関係

(9)に準じて取り扱うこと。

(28) 第1の1の(2)のセの証明関係

ア (10)に準じて取り扱うこと。

イ 所轄税務署長から認定都市農地貸付け等の規定の適用を受けることとなった又は受けないこととなった相続人に関する事項についての通知があった場合にも、その都度、「相続税の納税猶予に係る農地等整理台帳」の補正を行うこと。

ウ 当該通知に係る事案が認定都市農地貸付け等に係るものである場合にも、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(29) 第 1 の 1 の (2) の ソ の 証明 関係

(11) に準じて取り扱うこと。

(30) 第 1 の 1 の (2) の タ の 証明 関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けに該当するためには、次のすべてを満たす必要があることに留意すること（措置法第70条の6第28項、措置令第40条の7第55項及び第56項）。

(ア) 農業相続人が、特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態であること

(イ) 特例農地等について、次の a 又は b の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けを行ったこと

a 特例農地等が、農地中間管理事業等の実施区域のいずれにも存しない場合の貸付け

b 特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における貸付け

イ アの(ア)に規定する「当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態」は、(12)のイからエまでに準じて取り扱うこと。

ウ 農業相続人がアの(ア)の状態である場合にあっても、特例農地等について措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けに位置付けられ、営農困難時貸付けには当たらないことに留意すること（(12)のアに規定する贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けとの違いに留意すること。）。

エ アの(イ)の a に規定する「特例農地等が、農地中間管理事業等の実施区域のいずれにも存しない場合」は、(13)のイに準じて取り扱うこと（措置令第40条の7第56項）。

オ アの(イ)の b に規定する「措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」は、(13)のウ及びエに準じて取り扱うこと（措置令第40条の7第56項及び第62項）。

カ 「農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日」の証明は、農地法第3条許可書等により行うこととし、また「当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項の許可を受けることを要しない旨」の証明は、別紙様式14号「農地法第3条第1項の許可不要である旨の証明書」により行うこと。

キ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の7第57項。以下(32)までにおいて同じ。）。

(31) 第1の1の(2)のチの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、(30)のアからオまでに準じて判断すること。

イ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合には、当該営農困難時農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第70条の6第28項の規定が適用される営農困難時貸付けとして取り扱われることに留意すること。

ウ この証明を行うに当たっては、農地法第3条届出受理通知書により行うものとする。

エ 当該営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のケに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

(32) 第1の1の(2)のツの証明関係

(14)に準じて取り扱うこと。

(33) 第1の1の(2)のテの証明関係

ア 措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けの対象となる農地又は採草放牧地とは、市街化区域外に所在し、かつ農地中間管理事業等の区域に存する農地又は採草放牧地に限られることに留意すること。また、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とはならないことに留意すること。

(ア) 準農地である特例農地等

(イ) 措置令第40条の7第72項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例農地等

(ウ) 措置法第70条の6第9項（年金特例）の規定の適用を受ける特例農地等

(エ) 措置法第70条の6第10項（借換特例）に規定する貸付特例適用農地等

(オ) 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定等に基づく貸付けの対象となっている特例農地等

(カ) 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等

(キ) 認定都市農地貸付け等の対象となっている特例農地等

イ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合に、当該営

農困難時農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第70条の6第28項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第70条の6の2の規定の適用はないことに留意すること。

ウ この証明を行うに当たっては、農地法第3条届出受理通知書により行うものとする。

エ 当該特定貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のヌに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

オ この証明を行うに当たっては、特定貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の7の2第4項及び第5項。(34)において同じ。）。

(34) 第1の1の(2)のトの証明関係

この証明を行うに当たっては、(6)に準じて取り扱うこととし、証明書の様式は、別紙様式20号「農業の用に供した旨の証明書（特定貸付け）」により証明を行うこと。

(35) 第1の1の(2)のナの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、農地法第3条届出受理通知書により行うものとする。

イ 当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のチに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

(36) 第1の1の(2)のニの証明関係

ア 認定都市農地貸付け等の対象となる農地とは、生産緑地地区内に所在するもので、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされていないもの、かつ、同法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされていないものに限られることに留意すること。また、次に掲げる特例農地等は認定都市農地貸付け等の対象とはならないことに留意すること。

(ア) 採草放牧地又は準農地である特例農地等

(イ) 措置令第40条の7第71項第2号又は第3号（措置令第40条の7の4第10項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる敷地又は用地である特例農地等

- (ウ) 措置法第70条の6第9項（年金特例）の規定の適用を受ける特例農地等
 - (エ) 措置法第70条の6第10項（借換特例）に規定する貸付特例適用農地等
 - (オ) 措置法第70条の6第22項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定に基づく貸付けの対象となっている特例農地等
 - (カ) 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等
 - (キ) 措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けの対象となっている特例農地等
- イ 別紙様式22号「農園用地貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。また、証明を行うに当たっては、契約書の写し等により事実確認を行うこととし、措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けである場合には、特定農地貸付法第3条第3項の承認（都市農地貸借円滑化法第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の承認を含む。）の申請書に同号ロに規定する貸付協定が添付されたものであることの確認を行うこと。
- ウ 農園用地貸付けが市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受けたものである場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のナに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。
- エ この証明を行うに当たっては、行った貸付けごと（措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げる貸付けを行った場合には、同号ロに規定する貸付規程ごと）に行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の7の4第1項、第4項、第5項、第6項及び第7項。（37）において同じ。）。
- オ 農業委員会は、耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった貸付都市農地等について農業相続人から新たな農園用地貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式23号「貸付申込書（農園用地貸付け）」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとし、提出された貸付申込書に収受印を押印したものを農業相続人の控えとして返却すること。なお、当該農園用地貸付けが市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定に係るものである場合には、この貸付申込書ではなく、第2の2の(39)のエに定める市町村長への貸付申込書が必要となることに留意すること。

(37) 第1の1の(2)のヌの証明関係

この証明を行うに当たっては、(6)に準じて取り扱うこととし、証明書の様式は、別紙様式24号「農業の用に供した旨の証明書（貸付都市農地等）」により証明を行うこと。

その他処理上の留意事項

ア 農業委員会の開催日等との関連をも考慮して、証明書の交付が贈与税若し

くは相続税の申告書又は納税猶予を継続するための届出書の提出期限内に行われるよう処理の迅速化に努めること。

イ 農地等の所在の関係から2以上の農業委員会に証明申請書が提出されている場合は、これらの農業委員会における証明に当たっては、相互に連絡を取りつつ処理すること。

ウ 農業委員会は、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けようとする者について、経営移譲年金又は特例付加年金を受給するための裁定が行われた場合には、裁定通知書（裁定が却下された場合にあっては、却下の通知書）の写しをその者の住所地を管轄する所轄税務署長に裁定又は却下の日の属する年の翌年1月31日までに送付すること。

エ 昭和50年における措置法の一部改正前に規定されていた贈与税の納期限の特例措置の適用を受けていた農地等については、当該納期限の特例措置は、それ以後も効力を有することとされているが、その場合の事務の取扱いは、贈与税の納税猶予の特例措置の事務の取扱いに準ずるものとするので留意すること。

オ 昭和50年における措置法の一部改正前に贈与税の納期限の特例措置の適用を受けていた農地等について、経営移譲年金を受給するため、贈与者の死亡の日前に推定相続人に対し、使用貸借による権利を設定した者についても、当該措置が継続されることとなっているが、その場合の事務の取扱いは、贈与税の納税猶予の特例措置の事務の取扱いに準ずるものとするので留意すること。

カ 改正農地法の施行日前に改正農地法第2条による改正前の基盤強化法（以下「旧基盤強化法」という。）に基づき行っていた次に掲げる貸付けは、措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けに該当することに留意すること。

(ア) 旧基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために都道府県農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人（同法第5条第2項第4号ロの規定により農業経営基盤強化促進基本方針に定められた者に限る。）をいう。）に対し行っていた貸付け（ウ）に該当するものを除く。）

(イ) 旧基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために旧市町村農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人（同法第6条第3項の規定により農業経営基盤強化促進基本構想に定められた者に限る。）をいう。以下同じ。）に対し行っていた貸付けのうち、次のいずれかに該当するもの（ウ）に該当するものを除く。）

a 旧市町村農地保有合理化法人が、改正農地法附則第12条第1項の規定

によりなお従前の例によるものとされている旧農地売買等事業（旧基盤強化法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業をいう。）を実施している場合における当該貸付け

b 旧市町村農地保有合理化法人が、基盤強化法第11条の9第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程（同項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいう。）の承認を受けている場合における当該貸付け

(ウ) 旧基盤強化法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行っていた貸付け

キ 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の第1条による改正前の基盤強化法に基づき、同法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人（同法第5条第2項第4号ロの規定により農業経営基盤強化促進基本方針に定められた者に限る。）をいう。）に対し行っていた貸し付けは、措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けに該当することに留意すること。

ク 改正農地法の施行日前に相続税の納税猶予制度の適用を受けていた農業相続人（以下このクにおいて「旧法猶予適用者」という。）についても、当該適用を受ける特例農地等について特定貸付けを行った場合には納税猶予の期限が確定しないことに留意すること。ただし、特定貸付けを行った旧法猶予適用者については、それぞれの相続開始時点における租税特別措置法の関係規定ではなく、その特定貸付けを行った時点における租税特別措置法（以下このクにおいて「改正後の租税特別措置法」という。）が適用されることにより、特例農地等に係る猶予税額の免除事由等はすべて改正後の租税特別措置法の規定によることに留意すること。

ケ 都市農地貸借円滑化法の施行日前に相続税の納税猶予制度の適用を受けていた農業相続人（以下このケにおいて「旧法猶予適用者」という。）についても、当該適用を受ける特例農地等について認定都市農地貸付け等を行った場合には納税猶予の期限が確定しないことに留意すること。ただし、認定都市農地貸付け等を行った旧法猶予適用者については、それぞれの相続開始時点における租税特別措置法の関係規定ではなく、その認定都市農地貸付け等を行った時点における租税特別措置法（以下このケにおいて「改正後の租税特別措置法」という。）が適用されることにより、特例農地等に係る猶予税額の免除事由等はすべて改正後の租税特別措置法の規定によることに留意すること。

2 市町村長、農地中間管理機構、農業協同組合又は都道府県知事が行うべき証明

等関係

(1) 第1の2の(1)のアの証明関係

この証明の申請に係る土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされている土地であるか否かを当該市町村整備計画書により確認するとともに、当該土地を開発して農地又は採草放牧地として贈与を受けた者の農業の用に供することが適当であるものと認められるか否かを確認の上、別紙様式25号「贈与税・相続税の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書」により証明を行うこと。

(2) 第1の2の(1)のイの証明関係

原則として、別紙様式26号「草地利用権の設定等に関する承認・裁定に係る証明書」により証明を行うものとするが、旧農地法第75条の2第5項（同法第75条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知書又は同法第75条の6第1項（同法第75条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の写しをもって代えることができるものであること。

(3) 第1の2の(1)のウの証明関係

別紙様式27号「草地利用権の設定等に係る証明書」により証明を行うこと。

(4) 第1の2の(1)のエの通知関係

ア 措置法第70条の4第36項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知った場合」とは、受贈者が贈与により取得した農地等につき、例えば、市町村長にあっては次の(ウ)及び(カ)に掲げる行為（当該市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村であるときは、(ア)、(ウ)及び(カ)に係る行為、当該市町村が農振法第15条の2第1項に規定する指定市町村であるときは、(ウ)、(エ)及び(カ)に係る行為）、都道府県知事にあっては次の(ア)、(イ)、(エ)及び(オ)に掲げる行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

(ア) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可

(イ) 旧農地法第75条の5第1項又は第75条の8第1項の規定による裁定

(ウ) 基盤強化法第19条の規定による公告

(エ) 農振法第15条の2第1項の規定による許可

(オ) 土地改良法第99条第1項又は第100条第1項の規定による交換分合に係る交換分合計画の認可

(カ) 土地改良法第100条の2第1項又は農振法第13条の2第1項の規定による交換分合

イ 農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から送付を受けた「贈与税の納税猶予の対象者等に関する通知書」により納税猶予の規定の適用を

受ける者について、年次別（地方農政局長にあっては年次別及び都道府県別、都道府県知事にあっては年次別及び市町村別）に「納税猶予対象者名簿」を作成し保管するものとし、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から納税猶予に係る贈与税の額の全部について猶予期限が確定した旨の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式11号による索引簿を備え付けることが望ましい。

ウ 農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、それぞれアに掲げる行為をした場合には、イの名簿により当該行為に係る農地等の権利を有する者が納税猶予の規定の適用を受ける者であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける者であるときは、農村振興局長にあっては国税庁長官に、地方農政局長にあっては所轄国税局長に、沖縄総合事務局長にあっては沖縄国税事務所長に、都道府県知事及び市町村長にあっては所轄税務署長に別紙様式12号「農地等の異動事実の通知書」により通知すること。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否か確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(ア) 農地法第2条第2項各号に掲げる事由により行う一時貸付け

(イ) 水田の裏作の目的に供するために行う貸付け

(ウ) 措置令第40条の6第9項に掲げる施設又は宿舍の敷地にするために行う転用

(エ) 措置令第40条の6第13項に掲げる施設の用に供するために行う開発行為

(オ) 砂利採取のために行う一時転用

(カ) 権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以後の日に定められているもの

(キ) 経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるための、受贈者の推定相続人に対する使用貸借による権利の設定に係る農地法第3条第1項の規定による許可をした場合において、当該受贈者が農地等の所在の関係から他の農業委員会にも、同項の規定による許可の申請をしており、又はしようとしているとき。

(ク) 措置法第70条の4第8項から第14項までに規定する借換特例に係るもの

(ケ) 営農困難時貸付け又は特定貸付けに係るもの

(5) 第1の2の(1)のオの認定関係

ア 別紙様式28号「農業に従事することができなくなる故障を有するに至った旨の認定書」により認定を行うこと。

イ 告示に定める障害又は事由に該当するか否かの判断については、医師の診

断書、身体障害者手帳、入所している施設の長の証明書等、告示に定める障害又は事由に該当していることが客観的に確認できる書類により行うこと。

また、必要に応じ、本人若しくはその家族又は診断書を作成した医師等から事情を聴取する等、事実確認を行った上で、認定を行うこと。

ウ 告示の一に掲げる障害に該当するか否かの判断については、別添「障害に係る認定基準」に留意して行うものとする。

エ 故障の認定に当たっては、告示に定める障害又は事由に関する事実関係のほか、本人及びその世帯員の生活の状況、農業経営の規模や営農類型、農業従事者の状況、農地の利用状況等も踏まえて判断すること。

オ 認定は、その認定の対象となる者が農業経営を行う主たる農地が所在する市町村長又は特別区の区長が行うこととする。なお、居住地とその農地とで所在する市町村又は特別区の区域が異なる場合には、その居住地の市町村長に当該者の生活状況等を照会するなどして認定を行うこと。

カ 市町村長は、農業委員会が保管している別紙様式1号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」の別表2及び当該様式の添付資料を確認するものとし、受贈者が贈与税の申告期限において既に告示に定める障害又は事由を有している場合には、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後に、その該当している障害の程度が重くなった場合又は告示に定める他の障害若しくは事由が新たに生じた場合を除き、認定を行わないこと

(6) 第1の2の(1)の力の証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ 農地中間管理機構及び市町村長は、措置法第70条の4第1項の適用を受ける受贈者から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ 別紙様式30号「営農困難時貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

エ 当該営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(1)のキに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

オ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の6第53項。以下(11)までにおいて同じ。）

(7) 第1の2の(1)のキの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時

貸付けに該当するか否かは、1の(12)のアからエまでに準じて判断すること。
イ 市町村長は、措置法第70条の4第1項の適用を受ける受贈者から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ 別紙様式第31号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書(貸付)」により証明を行うこと。

(8) 第1の2の(1)のクの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(13)のアからエまでに準じて判断すること。

イ この証明を行うに当たっては、次により行うものとする。

(ア) 営農困難時貸付けを行った場合((イ)の場合を除く。)は、(6)のイ又は(7)のイの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後1年を経過していることを確認の上、別紙様式32号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書(1年)」により行う。

(イ) 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合は、(6)のイ又は(7)のイの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後1月を経過していることを確認の上、別紙様式33号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書(1月)」により行う。

(9) 第1の2の(1)のケの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(13)のアからエまでに準じて判断すること。

イ 別紙様式34号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(10) 第1の2の(1)のコの証明関係

ア 受贈者の行う貸付けが、措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ この証明を行うに当たっては、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである受贈者から(6)のイ又は(7)のイの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式35号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(11) 第1の2の(1)のサの証明関係

ア 受贈者の行う貸付けが、措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(12)のアからエまでに準じて判断すること。

イ 別紙様式34号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(12) 第1の2の(1)のシの証明関係

ア 受贈者の行った農地等の貸付けについて措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例が適用されるか否かは、1の(15)のア及びイに準じて判断すること（以下(13)までにおいて同じ。）。

イ 農地中間管理機構及び市町村長は、措置法第70条の4第1項の適用を受ける受贈者から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ 別紙様式37号「特定貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

エ 当該特定貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであり、かつ、農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明及び第1の2の(1)のシに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

(13) 第1の2の(1)のスの証明関係

ア 市町村長は、措置法第70条の4第1項の適用を受ける受贈者から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

イ 別紙様式31号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書（貸付）」により証明を行うこと。

なお、当該特定貸付けが措置法第70条の4の2第1項第1号に該当する場合は、備考欄に「農地中間管理事業による賃借権等の設定」と記載すること。

(14) 第1の2の(1)のセの証明関係

この証明に行うに当たっては、新たな特定貸付けを行う見込みである受贈者から(12)のイ又は(13)のアの貸付申込書等の提出を受けていることを確認の上、別紙様式39号「特定貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(15) 第1の2の(1)のソの証明関係

ア 別紙様式40号「特例事業のために譲渡した旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(1)のタに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

(16) 第1の2の(1)のタの証明関係

別紙様式41号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書（譲渡）」により証明を行うこと。

(17) 第1の2の(1)のチの証明関係

別紙様式42号「特例農地等が農用地区域にある旨の証明書」により証明を行うこと。

(18) 第1の2の(1)のツ、テ及びトの証明関係

別紙様式36号「新たな農業経営改善計画・特定農用地利用規程の認定日等に関する証明書」により証明を行うこと。

(19) 第1の2の(2)のアの証明関係

(1)に準じて取り扱うこと。

(20) 第1の2の(2)のイの証明関係

(2)に準じて取り扱うこと。

(21) 第1の2の(2)のウの証明関係

(3)に準じて取り扱うこと。

(22) 第1の2の(2)のエの通知関係

ア (4)に準じて取り扱うこと。

イ 当該通知に係る事案が次のいずれかに該当する場合にも、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

(ア) 認定都市農地貸付け等に係るもの

(イ) 措置令第40条の7の4第10項の規定により読み替えて適用する第40条の7第8項に掲げる施設若しくは宿舍又は市民農園整備促進法第2条第2項第2号に規定する市民農園施設（同法第9条に規定する認定計画に記載されたものに限る。）の敷地にするために行う転用

(23) 第1の2の(2)のオの証明関係

(5)に準じて取り扱うこと。

(24) 第1の2の(2)のカの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(30)のアからオまでに準じて判断すること（以下(27)までにおいて同じ。）。

イ この証明を行うに当たっては、次により行うものとする。

(ア) 営農困難時貸付けを行った場合（(イ)の場合を除く。）は、(30)のイ又は(31)のアの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後1年を経過していることを確認の上、別紙様式32号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書（1年）」により行う。

(イ) 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合は、(30)のイ又は(31)のアの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後1月を経過していることを確認の上、別紙様式33号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書（1月）」により行う。

ウ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の7第57項。以下(27)までにおいて同じ。）

(25) 第1の2の(2)のキの証明関係

この証明を行うに当たっては、別紙様式34号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(26) 第1の2の(2)のクの証明関係

ア 別紙様式30号「営農困難時貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 当該営農困難時貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のケに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

(27) 第1の2の(2)のケの証明関係

別紙様式第31号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書（貸付）」により証明を行うこと。

(28) 第1の2の(2)のコの証明関係

ア 農地中間管理機構及び市町村長は、措置法第70条の6第1項の適用を受ける農業相続人から、耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

イ この証明を行うに当たっては、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである農業相続人からアの貸付申込書等の提出を受けていることを確認の上、別紙様式35号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(29) 第1の2の(2)のサの証明関係

別紙様式34号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(30) 第1の2の(2)のシの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けに該当するか否かは、1の(33)のア及びイに準じて判断すること（以下(31)までにおいて同じ。）。

イ 農地中間管理機構及び市町村長は、措置法第70条の6第1項の適用を受ける農業相続人から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

ウ 別紙様式37号「特定貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

エ 当該特定貸付けが、農地中間管理事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のヌに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

(31) 第1の2の(2)のヌの証明関係

ア 市町村長は、措置法第70条の6第1項の適用を受ける農業相続人から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式29号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

イ 別紙様式第31号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書（貸付）」により証明を行うこと。

(32) 第1の2の(2)のセの書類関係

別紙様式38号「市街化区域内農地等の明細書」又はこれに準ずるものにより作成すること。

(33) 第1の2の(2)のソの証明関係

この証明に行うに当たっては、新たな特定貸付けを行う見込みである農業相続人から(30)のイ又は(31)のアの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式39号「特定貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(34) 第1の2の(2)のタの証明関係

ア 別紙様式40号「特例事業のために譲渡した旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 当該譲渡が、特例事業のために行われたものであっても、当該譲渡が農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のチに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

(35) 第1の2の(2)のチの証明関係

別紙様式第41号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書（譲渡）」により証明を行うこと。

(36) 第1の2の(2)のツの証明関係

別紙様式42号「特例農地等が農用地区域にある旨の証明書」により証明を行うこと。

(37) 第1の2の(2)のテの証明関係

別紙様式43号「特例農地等が市街化区域内農地等である旨の証明書」により証明を行うこと。

(38) 第1の2の(2)のトの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、認定都市農地貸付け等に該当するか否かは、

1の(36)のアに準じて判断すること(以下(39)までにおいて同じ。)

イ 別紙様式44号「認定都市農地貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。また、証明を行うに当たっては、契約書の写し等により事実確認を行うこと。

ウ この証明を行うに当たっては、行った貸付けごとに行わなければならないことに留意すること(措置令第40条の7の4第1項、第2項及び第3項)。

エ 市町村長は、耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった貸付都市農地等について農業相続人から新たな認定都市農地貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式46号「貸付申込書(認定都市農地貸付け等)」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとし、提出された貸付申込書に収受印を押印したものを農業相続人の控えとして返却すること。

(39) 第1の2の(2)のナの証明関係

ア 別紙様式45号「農園用地貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。また、証明を行うに当たっては、契約書の写し等により事実確認を行うこととし、措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けである場合には、同号ロに規定する貸付協定を当該貸付都市農地等の所在地の市町村と締結していることの確認を行うこと。

イ 農園用地貸付けが特定農地貸付法第3条第3項の規定による承認を受けたもの(都市農地貸借円滑化法第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の規定による承認を受けたものを含む。)である場合には、この証明ではなく、第1の1の(2)のニに定める農業委員会の証明が必要となることに留意すること。

ウ この証明を行うに当たっては、行った貸付けごとに行わなければならないことに留意すること(措置令第40条の7の4第1項、第4項、第5項、第6項及び第7項)。

エ 市町村長は、耕作の放棄、権利消滅又は契約の解除等があった貸付都市農地等について農業相続人から新たな農園用地貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式46号「貸付申込書(認定都市農地貸付け等)」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとし、提出された貸付申込書に収受印を押印したものを農業相続人の控えとして返却すること。なお、当該農園用地貸付けが特定農地貸付法第3条第3項の規定による承認を受けようとするもの(都市農地貸借円滑化法第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の規定による承認を受けようとするものを含む。)である場合には、この貸付申込書ではなく、第2の1の(36)のオに定める農業委員会への貸付申込書が必要となることに留意すること。

(40) 第1の2の(2)のニの書類関係

別紙様式47号「都市農地の貸付けの特例に係る市街化区域内農地等の明細書」又はこれに準ずるものにより作成すること。